

裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成27年1月18日付けで提起のあった、
福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第3項の規定に基づき平成27年1月14日付けで行った保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件処分を取り消す。

理由

第1 審査請求の趣旨および理由

1 審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求める。

2 審査請求の理由

申請者に対して調査、確認もせず、一度次男に電話が入っただけで決定されてしまったことについて不服である。

第2 認定事実および判断

1 認定事実

審査請求人から提出のあった審査請求書および処分庁から提出のあった関係資料によれば、次の事実が認められる。

平成26年12月26日 処分庁は、審査請求人から法による保護申請書を受理した。

この際、審査請求人は処分庁に次のことを申し立てた。

- ・ 刑務所から出所して更生保護施設で生活していた後、
に住む夫と同居するため同市に転入したこと。
- ・ しかし、夫の子から同居に反対され、夫の家に入ることができなかつたため、次男宅にいること。
- ・ 次男にはすぐに出て行ってほしいと言われていること。

処分庁は、行くところがないのであれば救護施設に入所するよう助言するが、審査請求人はこれを拒んだ。

平成27年1月6日 処分庁は、次男から電話により次のことを聞き取った。

- ・ 審査請求人は次男宅と夫宅を行ったり来たりしていること。
- ・ 次男は就労しており保護の申請の意思はないが、母は養えないこと。

平成27年1月8日 審査請求人は、次男宅は他に行くところがないため一時的な住居で

あると電話により申し立てた。

これに対して処分庁は、改めて救護施設の入所を助言するが、審査請求人はこれを拒んだ。

平成27年1月14日 処分庁は、本件処分を行った。なお、本件の保護申請却下通知書の却下の理由欄には「生活実態と申請が相違するため」と記載があった。

2 判断

本件は、処分庁が審査請求人と次男を同一世帯と認定したうえで本件処分を行ったものであるから、法に基づく世帯の認定および保護の開始時の決定について、それぞれ検討を行う。

(1) 世帯の認定について

生活保護における世帯の認定（以下「世帯認定」という。）について、法第10条は「保護は、世帯を単位として定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる」と規定し、保護の要否および程度を判断する場合の単位として世帯を原則とすることを定めている。

この法の原則における「世帯」は、主に生計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められるひとつの単位を指している。

さらに、居住の同一性について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第1は「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。（略）」とされており、これは、生計を一にしているか否かは主として事実認定の問題であることから、比較的事実認定が容易な同一居住という目安をあわせて用いているものである。

なお、同一居住は同一生計の判断のうえで重要ではあるが、ひとつの目安であるにすぎないことから、他に重要な目安としては、居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性等）、消費財およびサービスの共同購入や消費の共同、家事労働の分担さらには住民基本台帳の記載事実等が考えられ、これらを総合的に勘案したうえで世帯認定を行うこととなる。

また、保護の申請時における調査について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第12-1-(1)は「保護の開始又は変更の申請等のあった場合は、申請書等を受理した日から1週間以内に訪問し、実地に調査すること」とされている。

本件処分は、直系血族にある者が同一住居に生活することを理由として、処分庁は審査請求人と次男は同一世帯であると認定したことを前提としていることが窺える（処分庁の弁明書の趣旨）。

確かに、直系血族にある者が同一住居に生活しておれば、法における世帯認定においては、同一世帯であると強く推定される。

しかしながら、このような判断はあくまでも原則であって、直系血族にある者が同一住居で生活していることをもって直ちに同一世帯であると認定しなければならないと定め

られているものではなく、あくまでも生計等の実態と様々な状況を総合的に判断したうえで世帯を認定しなければならない。

本件では、審査請求人は他に行くところがないからやむを得ず一時的に次男宅に居ると主張しているが、この主張に不自然な点もみられないことから、そもそも継続的に生計を一にして同居することを前提に次男宅に転入したわけではないと推測できるのであって、このことを考慮すれば、別世帯であると判断する余地もあると考えられる。

以上を踏まえれば、処分庁は、審査請求人の生計や居住の実態等を十分に調査し、そのうえで様々な状況を考慮して総合的に判断しなければならないが、この調査は、審査請求人の居所を訪問して実地により生計や居住の実態等を調査することが不可欠であるところ（局長通知第12-1-(1)）、処分庁は訪問による実地の調査を何ら行っていない。

したがって、本件の審理においては、同一世帯か否かまでは判断できないものの、少なくとも処分庁の調査は不十分であって、同一世帯と認定したことについては根拠を欠くと指摘すべきである。

(2) 世帯の分離について

保護の実施は世帯を単位として行うのが原則であるが、法第10条は個人を単位として保護の要否および程度を定めることができると規定している。

個人を単位として保護を実施することは、その個人を世帯から分離（以下「世帯分離」という。）して取り扱うことにほかならないが、この取扱いは、世帯単位の原則によれば、法の目的である最低生活の保障に欠けるとか、被保護者の自立を損なうと認められるような場合に、同一世帯員ではあるが保護の要否程度を決定するうえで別世帯と同じように扱うものである。

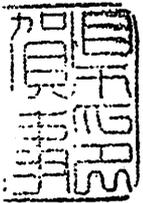
ただし、この世帯分離は、あくまでも保護は世帯単位の原則であるのに対して例外的な取り扱いであるから、真に必要と認められる場合に限りこの取り扱いを行うこととされ、局長通知第1-2の各号においてそのような取り扱いができる場合を限定的に列記している。

その1つとして、局長通知第1-2-(2)は「要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき（直系血族の世帯に転入した場合にあつては、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる時に限る。）」とされている。

処分庁は、その提出した弁明書において、やむを得ず転入した審査請求人のみを保護する場合においても、局長通知第1-2-(2)による世帯分離は、審査請求人は次男と同居しているから、この取り扱いの要件に該当しないと主張する。

しかしながら、このような判断は、審査請求人と次男の収入および資産を調査し、そのうえで法により算定された最低生活費との対比をもって判断しなければならないが、処分庁はそのような調査および対比を行った事実は確認できない。

そうすると、本件においては審査請求人および次男の申立てを考慮して世帯分離の可否を十分に検討すべきであったと判断されるところ、処分庁は適正に判断しておらず、この点において不当である。



(3) 保護の開始時の決定について

保護の開始時の決定について、法第24条第3項は「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、(略)」とされ、まず、保護を要するか否かを判定することとなる。

保護の要否の判定は、保護の受給要件を満たしているか否かおよび保護の程度の判断であり、保護の基準により定められた世帯の最低生活費と世帯の収入との対比によって決定される(以下「要否判定」という。)

本件処分における保護の要否判定について、処分庁は、審査請求人と次男は同一世帯であると認定したのであるから、その調査によって認定された世帯全員の収入および資産と最低生活費の対比をもって決定する必要がある。

しかしながら、前記(2)のとおり、処分庁は世帯全員の収入および資産の状況を何ら調査しておらず、最低生活費との対比も行われていない。

また、本件処分が行われた理由は、本件の保護申請却下通知書において「生活実態と申請が相違するため」と記載されているが、法令においてこのような理由により保護の申請を却下することができるとの定めはない。

したがって、必要な調査を実施することなく、法第24条第3項に定める要否判定を行わずになされた本件処分は違法である。

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成 27年 3月 11日

審査庁 滋賀県知事 三日月 大造

